

鳴門市スクールバス運行業務にかかる公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公告	令和7年1月7日（火）
参加表明等提出期間	令和7年1月7日（火）～1月16日（木）午後5時
質問受付期間	令和7年1月7日（火）～1月14日（火）午後5時
質問最終回答日	令和7年1月15日（水）
提案資格確認結果通知	令和7年1月23日（木）
業務提案書等提出期間	令和7年1月27日（月）～令和7年2月10日（月）午後5時
提案書等の審査及び評価	令和7年2月下旬
審査結果の通知	令和7年3月上旬

1 業務概要

- (1) 業務名 鳴門市スクールバス運行業務
- (2) 業務の目的 鳴門市が、学校再編に伴う通学距離の延伸による園児、児童及び生徒の心身の負担を軽減するため、運行業務を委託する鳴門市スクールバスについて、提案書の提出を求める。
- (3) 業務内容 別紙「鳴門市スクールバス運行業務委託仕様書」及び「鳴門市スクールバス運行計画」のとおり
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 見積上限額 77,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 担当部署 鳴門市教育委員会 教育総務課
〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
電話番号：088-686-8801 FAX：088-684-0633
E-mail：kyoikusomu@city.naruto.i-tokushima.jp

2 参加資格要件

プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当する者
 - ① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている有資格者で、営業品目に「U4」（運送）があること。
 - ② 上記①に該当しない者で、当該参加表明書等提出期間終了までに、「別紙①」に示す、物品等の契約に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者

- (3) 入札参加資格申請において、申請内容及び提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日制定）による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日制定）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置用件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 運行開始時点において、業務遂行に必要な道路運送法等各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること、若しくは、有する見込みがあること。

3 質問の受付及び回答

下記のとおり文書による質問を受け付ける。

- (1) 提出期限 令和7年1月14日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 1（6）に掲げる担当部署
- (3) 提出方法 質問書（様式1）により、持参、郵送又はファクシミリ、電子メールで提出。
※必ず着信の確認を行うこと。
- (4) 回答方法 令和7年1月15日（水）までに本市公式ウェブサイト上に掲載する。

4 参加表明書等の提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式4）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年1月16日（木）午後5時
- (2) 提出先 1（6）に掲げる担当部署
- (3) 提出書類 ① プロポーザル参加表明書（様式2）
② 提案会社の概要（様式3）
③ 2（2）②に該当する場合には、「別紙①」に記載の書類
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日時までに必着のこと。）
- (5) 提出部数 1部

5 参加資格審査及び確認結果通知

- (1) 参加資格の確認

参加表明者から提出された参加表明書等の書類をもとに、参加資格の審査を行うものとする。

- (2) 確認結果の通知

参加資格の確認の結果は、令和7年1月23日（木）までにファクシミリにより通知する。

なお、本通知が令和7年1月24日（金）正午時点においても届かない場合は、必ず「1（6）に掲げる担当部署」に問い合わせること。

6 業務提案書等の提出

参加表明書を提出した者は、「仕様書」に基づき提出書類を作成すること。なお、仕様書を満たせない場合は、その理由を明示すること。また、仕様書を上回る提案がある場合は、その旨明示し、具体的に説明すること。

- (1) 提出期限 令和7年2月10日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 1 (6)に掲げる担当部署
- (3) 提出書類 別添「業務提案書(プロポーザル様式一覧)」の様式5から様式7まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日時までに必着のこと。)
- (5) 提出部数 10部(正本1部、副本9部)
- (6) 留意事項
 - ① 別添「業務提案書(プロポーザル様式一覧)」の各様式に従い、作成すること。
 - ② 各様式の「記入上の注意事項」の定めに留意し、作成すること。
 - ③ 各様式には、提案会社名欄に提案会社名を明記する。別紙の場合も会社名を明記すること。
 - ④ 各様式はページ番号を付し、様式の番号に対応したインデックスラベルを付すこと。
 - ⑤ 提案内容は文章で簡潔に記述すること。(様式内に文章補完のためのイラスト、図面等使用可。)
 - ⑥ 各様式は、日本語を使用するものとし、日本工業規格A4版縦置き、横書き、左綴り、両面印刷にて本要領の6(3)について作成し、1部ずつファイルに綴り提出すること。
なお、資料等でA3版を使用する場合は、折綴りとする。
 - ⑦ 「運行業務に関する年間委託料積算(様式6⑧)」の運行委託総合計【D】欄の額と「提案価格書(様式7)」の額とは、同額とすること。

7 業務提案書等の審査

業務提案書等の審査及び評価は、「鳴門市スクールバス運行等業務委託事業者選定委員会」において、提出された書類や提案者からのプレゼンテーション及びヒアリング等の実施結果について審査を行い決定する。

なお、審査項目、配点等の基準については、(2)の選定基準及び配点のとおりとする。

(1) プレゼンテーション審査

- ① 実施日 令和7年2月下旬 ※日時・場所については、後日通知します。
- ② 審査員 8名
※ただし、やむを得ない事情により審査に参加できない委員がいる場合は、過半数の委員の出席があれば、出席委員をもって審査を行うものとする。
- ③ 所要時間 30分(質疑応答時間10分。準備撤去時間を含まない。)
- ④ 準備物 必要な機材(パソコン等)は提案者が用意すること。
※モニターは本市で用意することも可能。
- ⑤ 審査方法 提案者ごとに提案内容に関する説明を行い、審査員による質疑を行う。
- ⑥ 説明者 提案者からの出席者は3名以内とし、本業務に携わる担当者とする。
- ⑦ 説明方法 提出された提案書を説明するものとし、追加資料の提出は認めない。

- ⑧ 留意事項 正当な理由がなく、プレゼンテーションに参加できない場合は、参加表明が、辞退されたものと見なす。

(2) 審査方法及び受託候補者の決定

選定基準及び配点

選 定 基 準			配点
安全面	安定した経営基盤と実績が有り、安全管理が担保されていること	①経営基盤・実績 ②緊急時の対応と安全対策 ③運行管理・乗務員等の管理 ④施設・車両管理等	45点
利便性 向上面	利用者や、学校の要望に柔軟に対応できるか	①利用者への対応 ②学校への対応	25点
価格面		運行経費	30点 (※)
合計得点			100点

※ 運行経費にかかる配点の算出方法

提案価格は、次の方法により得点化し、価格面の配点とする。

- ・ 価格面の配点は、30点満点とする。
- ・ 下式により、最低提案額の提案価格に対する割合を用いて価格面配点として算出する。小数点以下は四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \{(\text{最低提案価格}) / (\text{提案価格})\} \times 30 \text{点}$$

(3) 選定手順

- ① 選定委員会の委員が(2)の選定基準に基づき配点し、以下に掲げる全ての条件を満たした者の中で、合計得点が最も高い業務提案書を提出した者を第1位受託候補者として決定し、以下第2位、第3位まで順位を付ける。

ア 合計得点における最低基準得点(選定委員1人あたり評点70点×委員数)を満たした者。

イ 安全面における最低基準得点(選定委員1人あたり評点25点×委員数)を満たした者。

ウ 利便性向上面における最低基準得点(選定委員1人あたり評点12点×委員数)を満たした者。

- ② 選定委員の評点合計が同数の場合は、選定委員が一番高く評点をつけた提案書の数により決定する。それでも同数の場合は、選定委員による多数決による決定とする。
- ③ 提案書の提出が1事業者であっても、選定委員会において提案を審査し評価を行い、最低基準得点以上の点数を得た場合は、候補者として決定する。

(4) 選定結果

選定の結果は、参加表明者全員に対して行い、候補者決定後、速やかに通知するとともに、後

日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。

公表の内容は、選定委員会の日時及び委員会委員数、参加表明者数、受託候補者名、参加表明者の各審査項目及び合計点とする。

(5) 契約締結交渉

選定委員会において、受託候補者に選定された提案者と市は契約の締結交渉を行う。

なお、契約交渉が不調となったときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

8 留意事項

(1) 失格要件

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- ② 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合。
- ③ その他、委員会において不相当と認められた場合。

(2) その他

- ① 書類の作成及び提出等に係る費用については、提案者の負担とする。
- ② 提出書類はいかなる理由であっても返還はしない。
- ③ 本市が提供した資料は、本市に了解なく公表、使用してはならない。提出後、記載された内容の追加及び変更は原則として認めないものとする。
- ④ 参加表明書が提出されていても、提案書等の提出がない場合、参加を辞退したものと見なす。
- ⑤ 仕様書は、事業者選定にあたり、本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議の上、内容を確認・変更するものとする。

9 問い合わせ先

鳴門市教育委員会 教育総務課 担当：嘉屋重・和泉

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

電話番号：088-686-8801 FAX：088-684-0633

E-mail：kyoikusomu@city.naruto.i-tokushima.jp